



S H I R A K A W A

町議会とあなたを結ぶ広報紙

しらかわ 議会だより

No.204

2022年8月1日



庁舎建設特別委員会行政視察

第2回定例会 (6/16～17)

条例改正・補正予算など、15議案を可決

議会基本条例を全部改正【全条文と解説文を掲載】

議会のホームページ (<https://www.town.shirakawa.lg.jp/gikai>) もご覧ください。

補正予算・条例改正など

15の議案を可決

白川町議会第2回定例会を、6月16日と17日の2日間にわたって開催しました。

今定例会では、6人の議員が一般質問を行い、町政の課題等について質問したほか、補正予算、条例の改正、人事案件など15議案を審議し、いずれも原案を可決しました。

その主な内容は次のとおりです。

条例の全部改正

▼白川町議会基本条例の全部を改正

白川町議会の更なる活性化と円滑な運営を図るため、議会及び議員の活動原則について、所要の改正をする。（条例の内容と解説文を、10頁以降に掲載しました）

条例の一部改正

▼白川町社会体育施設条例の一部を改正

佐見小学校の位置変更に伴い、現佐見小学校運動場と体育館を社会体育施設として使用すること、及び上佐見運動場を普通財産に移管したことから、所要の改正をする。

▼白川町介護保険条例の一部を改正

介護保険料の減免措置を延長すること、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正をする。

財産の取得

▼給食配送車

購入から19年経過し老朽化している配送車を、安全、確実に配送できるよう更新する。

令和4年度補正予算

一般会計で1億3103万円を追加

今回の補正予算では、一般会計で1億3103万円を追加して、補正後の総額を62億4103万円に、簡易水道特別会計で530万円を追加して、補正後の総額を5億6130万円に、後期高齢者医療特別会計で18万円を追加して、補正後の総額を1億5418万円としました。

その主な内容は次のとおりです。

追加された主なもの

（一般会計）

- ・新型コロナウイルス感染症防止地域活性化事業 300万円
- ・地域公共交通会議・法定協議会負担金 110万円
- ・副業人材活用事業補助金 100万円
- ・白川町地域活力再生補助金 300万円
- ・新型コロナウイルス拡大防止事業補助金（社会福祉費） 667万円
- ・新型コロナウイルス拡大防止事業補助金（保健衛生費） 281万円

（簡易水道特別会計）

- ・低所得子育て世帯生活支援特別給付金 351万円
- ・新型コロナウイルス接種委託料 632万円
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援協力金 400万円
- ・簡易水道繰出金 530万円
- ・ライスセンター整備事業補助金 361万円
- ・集落環境保全事業 2134万円
- ・新型コロナウイルス対策宅配送料補助金 1250万円
- ・広告宣伝支援事業補助金 400万円
- ・町内店舗販売促進事業補助金 3000万円
- ・コミュニティ助成事業補助金 200万円
- ・水道料金検針システム改修委託料 55万円
- ・維持工事費 475万円

主な質疑

問 副業人材活用事業補助金について、当初の10社から、20社に増えたが、どのような理由か。

答 副業人材の費用については、都市部の大企業の有能な人材を副業という形で採用するものであり、月3～5万円程の賃金を支払い、町内企業の問題解決に結びつけるものである。人材募集の掲載料の補助で当初10社を見込んでいたが、説明会を行ったところ、20数社の応募があつたためである。

問 町内店舗販売促進事業補助金について、事業内容と対象となる販売店はどこか。

答 この事業は町内の各店舗が、1シート5000円分の応援チケットを4000円で販売するもので、購入した店舗で金券として使えるものである。応援チケットは5000円のチケットが10枚付いたものを考えており、町で印刷したものを申請があつた店舗で、1店舗当たり200シート販売する。一人当たり2シートまで購入で

きる。同じ店舗で重複しなければ、複数の店舗で購入可能である。販売期限は、12月31日まで、使用期限は来年3月末までとしている。1店舗当たり200シートとすること、100万円分の売り上げに貢献できると考えている。地域振興券と比較し、すぐに現金化できるというメリットがある。

問 新型コロナウイルス感染症対策の抗原検査キットの購入は、どのような内容か。

答 県の教育委員会が高等学校を対象に始めた事業である。本町では県と同じメーカーのものを中学校等に、140セット購入する計画としている。目的は、大会直前に学年閉鎖等になった場合、この検査キットを使って陰性を確認できれば、各種大会等に出場できるように救済措置しようとするものである。

※質疑応答は抜粋して紹介しております。

補正予算審査の

委員長報告

委員長 杉山 哉史

本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今回の補正予算では、主に新型コロナウイルス感染症対策として、町内の経済活性化対策を中心に8000万円余りが計上されています。

コロナの影響が長期化する中、物価高騰などに直面する町民や町内飲食店、各事業所への支援が盛り込まれており、その効果に期待するところであります。その他には、会計年度任用職員の人件費の調整などが計上され、総合的に適正かつ効果的な予算措置を認めるものであります。

今年度もすでに3ヶ月が経過しようとしています。当初予算に盛り込まれた事業についても、迅速かつ効率的に推進され、一層の事業効果が上がるよう期待するものであります。

なお、審査の過程で出された意見

を十分尊重し、今後とも長期的な視野に立って効果的な予算の執行に努められるようお願い申し上げます。予算決算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

固定資産評価審査委員会 委員を選任同意

固定資産評価審査委員会委員の任期が、6月23日に満了することに伴い、町長から藤井大平さん（黒川）の再任の提案があり、満場一致で同意しました。委員の任期は3年です。



※固定資産評価審査委員会とは課税台帳に登録された価格に不服があり、審査申し出があつた場合に審査する機関をいいます。

まじの課題を問う

一般質問 6人の議員が登壇

問 危機管理体制について



さんと かつのり
三戸勝徳 議員

問 2年連続で発生した水害で経験した課題や問題点はどのようなか。そうした中、本年度より採用した防災アドバイザーの職務と活動状況は、併せて今後自衛隊や警察OBを採用する考えはあるか。また、防災・防犯・安全対策等に特化した危機管理室の新設に対してはどのように考えるか。

安江総務課長

答 公助には限界があり、防災の決め手は、やはり自助・共助の強化にあると改めて認識した。

自分の命は自分で、自分の地域は自分たちで守るという意識を持つことが何よりも大切であると痛感

している。避難所の充実の必要性、職員体制の在り方など反省点もあるが、それらを次に生かすべく改善を加えている。防災アドバイザーの職務で一番期待しているのは自主防災組織の強化であり、その強化策を指導をしていただくことである。具体的な動きにまでは至っていないが、すでにいくつかの地域に出向き防災の話をさせていただいている。今後、自衛隊や警察OBの方で適任者があれば雇用の検討をしていく。危機管理室の設置は、限られた職員数の中でまだ至っていないのが現状であるが、少しずつその体制に近づけている状況なので理解願いたい。

問 自主防災組織の強化について

問 組織力を高めるための施策と活動状況はどのようなか。その中で、各自治会の自主防災活動補助金の使途と効果はどのようなか。また、各地区にて災害対策連絡協議会が開催されているが、実施状況と内容は

どのようなか。

安江総務課長

答 地域ごとに防災リーダー設置の推奨、防災に関するワークショップの開催、補助金の交付による活動の支援、防災アドバイザーの雇用等により組織全体のレベルアップを図っている。補助金の使途は様々だが、発電機や備蓄の食料、毛布など、傾向として避難所の充実を意識したものが多い。そのことで特に避難に対する意識の高まりを感じている。

災害対策連絡協議会では、有事の際の体制や要援護者や危険箇所の把握、構成員の動きの相互理解などを深めている。防災士の講話や避難所の開設訓練、地域単独の防災訓練を実施したところもある。町としてはそれぞれの組織の活動を尊重しつつ、地域に合った運用が図られるよう調整していきたいと考えている。

問 住宅用火災警報器の設置促進について

問 住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年以上経過しているが、未設置や設置基準を満た

していない等の不備が目立つ。今後さらに高齢化が進む中、火災から町民の命を守る観点から現状を踏まえての見解を伺う。

安江総務課長

答 消防署も広報に力を入れられているが、義務化に対する個人の意識に温度差があるので、まずは様々な方法で周知を徹底していきたい。また、今年度からは防災訓練と防災補助金をセットにしているので、地域における訓練の際、安否確認と併せて火災警報器の確認等も内容のひとつとして取組んでいただきたい。



▲防災アドバイザーによる講話の様子
写真は三川自治協議会防災会議

問

新庁舎の建設について



うめだ 梅田みつよ 議員

問 「町民の安心を支え人と環境にやさしい庁舎」という基本理念に沿って協議を経て、現在設計段階である。令和7年の新庁舎の開庁に向け住民との意見交換は行われているか。

安江総務課長

答 アンケート等で出来る限り町民の声に耳を傾け、新庁舎に求められている機能の傾向がつかめた。現状では、今後細かく地域を回って意見を聞くことはできそうにない。十分な意見交換は難しいが、新庁舎については今後地元説明会を開催する予定である。

問 地元木材の活用は期待されている。今後、校舎の建設などを控え予算に無理はないか。

安江総務課長

答 本町は木の町であるため木をふんだんに使っていきたい。総額およそ18億円、補助金として3千万円を見込んでおり、積立基金14億円を取り崩し、残り3億円は借入れる予定である。庁舎の借入は、25年間の長期返済が可能であるため、将来にわたって無理のない財政計画を立て整備を進めていく。

問 木造建築が鉄筋コンクリート構造よりも有利な点は何か。

安江総務課長

答 水害対策のため一階は鉄筋コンクリート造り、2階は鉄筋コンクリートと木造のハイブリット型を考えている。木造建築は、木のぬくもりや香り、見た目の美しさや環境にも優しいメリットがある。また、地元材の活用が期待されていることや関連する事業者も多く、建設時や維持管理を考えた場合も、木造が有利と考える。白川町は木の町であり、白川町らしく、新しいシンボルになるような庁舎にしたいと考える。

問 今、白川町には待ち合わせなどをする場所がないということが兼ねてからの課題である。今度の庁舎には防犯も含めどのような機能をもたせるか。

安江総務課長

答 バスの待ち合い、人との待ち合わせ、学生の自習、談話や、時にはイベントスペースとして活用できる場所を整備し、気軽に使えて寄りやすい庁舎にしていきたい。また、庁舎の一部については夜間も9時ごろまでの開放を予定している。

問 待ち合いの場にカフェのような機能を持たせる考えはないか。

安江総務課長

答 カフェについては今後検討していきたい。

問 楽集館も老朽化し、いずれ移転や改築を検討しなければならぬ。どのような将来計画を考えているか。

安江総務課長

答 白中の敷地に新しい学校を建設し、時期を見て楽集館、給食センターも合わせて建設する計画がある。

庁舎、学校建設後も長期的な視点で検討していく必要がある。

問 計画されている楽集館は、駅からも遠くなり利用者にとって不便ではないか。

安江総務課長

答 新庁舎の待合室に楽集館と連動できるような機能を持たせたいと考えている。



▲新庁舎のイメージ図（案）

問

町の文化財について



さえき よしのり
佐伯好典 議員

現在白川町では国、県指定を合わせ、87の文化財が指定されている。「白川町の文化財保護に関する条例」によれば「白川町にとって重要なものについてその保存及び活用のために必要な措置を講じ、町民の文化的向上に資することを目的とする」となっており、町内にある文化財を守り、伝え、またそれらを活用することが条例に定められていると考える。

町の文化財は円空仏をはじめ、さまざまな工芸品や建造物、そして天然記念物などがあるが、その現状と、活用について質問する。

問 条例では、所有者や管理者に管理を求めているが、管理が行き届いていない状況も見受けられる。教育委員会の指示により適正

な管理をすることになっているが、近年の状況はどのようなか。

大岩教育課長

答 町の文化財として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4つの分類があり、その保存と活用を図っており、その管理義務については所有者が担うこととしている。ただし特別な事情がある場合は管理責任者を指定することができ、管理に多額の費用が必要な場合などにおいては、文化財保護に関する補助金を出しており、平成28年以降、9件、約240万円の交付実績がある。また令和3年9月より文化財寄贈及び寄託の要綱を定め、審査をしたうえで、町が寄贈及び寄託を受け管理することも可能になった。

管理が滞っており、かつ移動の難しいものに関しては、その文化財の指定解除も含め管理者等と協議をしていく。

問 文化財の活用について、現状と今後、観光資源としての活用はどうか。

大岩教育課長

答 現在、学校教育や公民館講座で、町の文化財を題材にした取り

組みを行っているほか、町民会館や楽集館での企画展示の開催や、文化財をまとめた冊子も発行している。町のホームページでも見ることができ、国の進めるデジタルアーカイブ化を町としても進めて行きたい。地域での活用において大切なのは、身近に感じてもらうことだと考えており、観光資源としての活用も個人所有の文化財を含め、プライバシーの保護も考えつつ、公開の方法を模索していく。



▲白川町の文化財をまとめた冊子

問 現在、無形文化財の指定が一つもないが、今まで指定についての議論はなかったのか、また無形文化財を指定し町民の文化を積極的に守る意思はあるか。

大岩教育課長

答 町内において、後世に伝承すべき文化は各地域にみられるが、無形文化財指定についての議論はなされていない。

文化財の指定には過去からの伝承というだけでは難しく、歴史や経緯、意味合いや、地域にとっての重要度を調査研究したうえで、その資料の収集が必要で地域の協力が必要である。指定の際には地域との協議と協力を経て、進めていきたい。



▲岐阜県の天然記念物に指定されている「水戸野のシダレザクラ」

問

農園付コテージについて



たぐち もりや
田口守也 議員

問 農園付コテージは、国の元々な地域づくり交付金を活用して平成19年度に建設が始まり、久室地区にも5棟が建てられ、そのうち、4棟は当初からの方が入居され14年になるが、現在の使用料と、14年間のトータル使用料を伺いたい。

長尾企画課長

答 久室団地で当初から入居されている方の14年間の使用料はトータル97万3千円となり、平成20年度から平成29年度までの10年間は月額6万3千円、平成30年度から令和3年度までの4年間は月額5万3千円となっている。なお、このトータル金額については、地域振興券5千円分を毎月交付しており、その分は金額に加味



▲完成当時の農園付きコテージ（久室団地）

していない。また、令和2年度の5ヶ月、令和3年度の2ヶ月について、コロナウイルス感染症により、本町への訪問を自粛いただいたため使用料（37万1千円）の減免を行っている。その金額を差し引いている。コテージの建設から10年を経過しており、新築当初と比較して資産価値の減少があるため、平成30年度から6万3千円を改め、5万3千円としている。

問 近年は、使用料が少し下げられているが、更なる優遇措置として、10年以上利用された方には、譲渡される考えはないか。

長尾企画課長

答 譲渡、購入を希望される方はどのくらいあるか不明であるが、希望があれば、農園付きコテージの活用について一定の役割を果たしたと判断するときに、譲渡も可能かと考える。今年度より移住交流サポートセンターに指定管理をお願いし使用料も5万円としている。今まで以上に地域の方や入居者の声を取り上げて、コテージの有益な利用、環境整備など進めていくこととしている。

問 昨までのコテージ運営委託業務は、営農組合が行っていたが、今年度からは、サポートセンターに移された理由について伺いたい。

長尾企画課長

答 今年度からは、町はサポートセンターを指定管理者と定め、サポートセンターと入居者が、賃貸契約を行い、使用料もサポートセンターへ納付してもらうことになっている。ただし、コテージ周

辺の維持管理は、引き続き地元営農組合、管理組合がサポートセンターから委託を受けて行う。委託する内容は従来と変わらず、管理費用は、1団地あたり基本10万円と、作業に係った手当や交流事業の経費を実績に応じて支払うものとする。サポートセンターが指定管理を行うことで、より一層の活用と良好な維持管理ができると考えている。



▲移住交流サポートセンターのホームページより

問

地域公共交通「おでかけしらかわ」について



すぎやま ちかし
杉山哉史 議員

「おでかけしらかわ」は、日常生活に欠かせない重要な住民サービスである。将来にわたって持続可能な事業であるためには、より一層の運営体制の整備や事業の効率化、経費の節減が必要である。この事業の現状や課題、将来の見通し等について問う。

問 「おでかけしらかわ」の運行体制や利用状況等、事業の概要はどのようなか。

長尾企画課長

答 「おでかけしらかわ」は5年目を迎え、濃飛バスによる白川東白川線と白川中央線の路線バス2路線と、町内5地区を巡回するデマンドバスを組み合わせて、町内全域を移動できる仕組みとしている。

る。高校生の送迎やスクールバスの運行も行っており、医療機関の送迎バスについても、今年の10月までに町内全域を統合する予定である。令和3年度は、延べ42,460人、1日平均約120人の方が利用している。

問 運転免許を持たない高齢者に対する利用者の割合が低いと思われるが、今後の利用者増加に向けた対策はどのようなか。

長尾企画課長

答 昨年10月から今年3月までの高校生を除く利用者の実人員は407人で、75歳以上の人口の2割程度であり、高齢者の利用が少ないことはご指摘のとおりである。

地域ごとに通院や買い物に利用する乗り方の例を示した分かりやすいパンフレットの作成や、「広報しらかわ」、「めざまししらかわ」を活用することで、利用対象者への周知を図っていききたい。

問 「おでかけしらかわ」の基となる「地域公共交通網形成計画」は、今年度が5か年計画の最終年度であり、新たな計画を立てることとなるが、これまでの成果や課

題について、どのように評価・検証をしているか。

長尾企画課長

答 路線バスは、2路線に絞ったことで運行時間の拡大、増便、休日運行が可能となった。また、デマンドバスについては、町内全域で利用できる環境が整い、公共交通の空白地域がなくなったことや高校生の通学に利用できるようになったことは、大きな成果であると考えている。一方で、利用方法が分かりづらいとか面倒という意見もある。利用者が増えていないことや、維持管理の経費節減などが課題である。計画の見直しとなる今年度において、利用者の懇談会やアンケート調査を実施し、その意見を参考に評価・検討を行い、更なるサービス向上に努めたい。

問 この事業に要する費用は年々増加しており、将来に向けた負担増加が心配される。将来的な事業費の適正規模はどの程度と考えているか。また、そのための方策はどのようなか。

長尾企画課長

答 「おでかけしらかわ」に要す



▲統合が進む地域公共交通

る費用は、今年度予算額で約1億5000万円である。今年10月に蘇原と佐見地区の医療機関送迎バスを統合することで、計画している公共交通の体制が整うこととなるため、今年度の予算額が「おでかけしらかわ」に要する費用のピークと考えている。

今後は、利用者の増加を図ると共に、一層の利便性の向上と運行の効率化を進め、経費の節減に努めていきたい。

問 防災体制について



いざじ まさる
伊佐治優 議員

問 町内の避難所で、イエローゾーンに入っている場所が見受けられるが、今後の対応はどのようなか。

安江総務課長

答 現在白川町では19の指定避難所、51の指定緊急避難場所を設けている。両者の違いは指定緊急避難場所は一時的な避難場所、指定避難所は備蓄品や救援物資の対応があり長期的避難が可能な避難所である。

町が指定する避難所には、イエローゾーン内に入っている施設もある。地域に避難所が無く、防災工事が施されていることから認めた施設や、一部がかかっている施設、3年前の見直しで新たにイエローゾーンに入ってしまった施設などである。避難所の利用は、災害の種類により利用区分を分けて

おり、河川の氾濫、土砂災害、地震によって区分している中で、イエローゾーン内の施設であっても災害によっては使えない訳ではない。

関係自治会長には説明を行って、いるが町として、今一度災害の種類に依じての避難体制についての周知や、気象情報や避難情報の迅速な発信に努めたい。

問 外国人の方が町内でも増えてきているように思うが、避難体制の周知についてはどのようなか。

安江総務課長

答 現在白川町では17の事業所で123名の外国人の方が働いている。今のところ災害対応は、各事業所に任せている状況である。

新任の防災アドバイザーが、各事業所での外国人の防災状況や事業所からの要望の聞き取り、スマートフォン「外国人のための防災ポイント」サイトの紹介等を行っている。

まずは、情報を取りまとめ、緊急情報の翻訳アプリの活用等を検討したい。

地域の防災訓練への参加を含め、地域での支援の輪を広げていくようお願いしたい。

問 茶業振興について

問 町内茶業の減少に伴う、各茶生産組合の統合が必要と思われるが、茶業振興会としてどのような対応を検討されているか。

藤井農林課長

答 今年が一番茶の共販実績は確定前の数値であるが、販売数量で昨年比70%、販売額で84%と町内各組合は減少しているが、唯一中野茶生産組合は前年を上回っている。

過去10年間に茶園面積が約40ha、生産量が174tと急速に減少している。白川町では国、県の事業を活用し茶組合の機械や乗用摘採機、茶園整備などを進めてきたが、減少を食い止める事は難しい現状である。

令和2年度に「白川茶産地構造改革」について検討し、将来的な体制を確認したが、その後具体的な取り組みはなされていない。今後、関係組合と協議し対応を検討したい。

問 生産に関する助成も必要だが、出口戦略の茶販売に関してどのような検討をされているか。

答 平成28年からの海外販売戦略は十分な成果を出せなく、コロナウィルス感染症の影響で現在は積極的な海外販売は行っていない。

緑茶商品開発は「美濃白川茶商會」が自然萎凋の「かおる」を商品として売り出している。各茶商それぞれお茶の販売促進に努力している。

最近では、東海学院大学の学生が4種類の「美濃白川フレーバーグリーンティ」を県の事業を活用し開発した。現在、春バージョンフレーバーティーを「ピアチエーレ」で販売しているが、引き続き夏バージョンの販売を予定している。

お茶の需要低迷対策として、今回の補正予算で「ふるさとの味しらかわ便」事業に白川茶を記念特産品として同封し白川茶を広くPRし販売促進する。

白川茶の振興は、生産から加工・販売それぞれが一緒になって進めて行く必要がある。茶業振興会・茶連・茶商會の皆さんと共に検討していく。

藤井農林課長

白川町議会基本条例

白川町議会の更なる活性化と円滑な運営を図るため、議会及び議員の活動原則について、議会基本条例を全部改正し、第2回定例会において可決しました。

今回、その全条文と解説文及び用語説明を掲載します。

🔗「議会基本条例」とは

議会活動の理念や原則、制度などの基本的な事項を定めた条例です。

地方分権社会の進展により、地方議会が担う役割や責任が大きくなりました。更にコロナ禍にあり、議員の機能力、デジタル化はさらに求められています。また、住民からは資質向上、情報発信、見える化を求める声が多く、議会改革の取り組みを継続・発展させることを目指して、議会基本条例を制定するものです。全国では930自治体（52%）、岐阜県では18自治体（42%）の議会がこの条例が制定されています。

白川町議会基本条例の解説文

前 文

地方分権社会の進展により、地方公共団体は、自らの責任においてその組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、自主性及び自立性がより一層求められる時代を迎えた。

議員の合議体である議会は、町長と同じく町民の直接選挙で選ばれた二代表制の一翼を担う存在として、町民福祉の向上及び町政の進展のため、その果たすべき役割と責任は、ますます増大している。

こうした中、白川町議会は、論点及び争点を明確にした自由かつ達な討議を通して、最良な意思決定を行う議事機関として活動することが求められている。また、公正性及び透明性が確保されるよう、町民参加を推進し、及び情報公開を積極的に行うことにより、町民に開かれた議会運営に努め、課題の解決に当たらなければならない。

よって、白川町議会は、この条例を議会及び議員の活動の指針並びに議会の最高規範として位置付け、町民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

【解 説】

前文では、白川町議会が議会基本条例を制定するにあたっての、背景や基本的な考え方、議会のめざすべき方向性など、本条例の制定によって議会の権能をさらに高め、町民から負託された期待に応えるための決意を表明したものです。

🔗「地方分権」とは

国が持つ政治面における決定権や財源を地方公共団体に移し、「地方の課題は地方で処理する」という体制を構築することを指します。

これにより地方公共団体はその地域固有の規則を作ることができるようになります。

🔗「二代表制」とは

議員と町長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。議員と町長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ちながら自治体運営を行うことにあります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民福祉の向上及び持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、議会基本条例の目的を定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町民の立場に立ち、適切な町政運営が行われているか監視し、及び評価することに努めること。
- (3) 町民の多様な意見要望の把握に努め、これを町政に反映させるための議会運営を行うこと。
- (4) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ適度な討議を重んじ、論点及び争点を明らかにすること。

【解説】

第2条では、議会の活動原則について町民にわかりやすく開かれた議会とするため4つのことを定めています。

(議員研修の充実及び強化)

第3条 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行うことにより、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。

【解説】

第3条では、議員の資質向上のため、議員研修の充実強化について定めています。

(委員会の活動原則)

第4条 委員会は、次に掲げる原則に基づき適正な運営を行うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、委員会の設置目的が十分に発揮されるよう努めること。
- (2) 議案等の審議及び審査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めること。

【解説】

第4条では、委員会は、議案等の審議及び審査、所管事務の調査を含め積極的に活動し、設置目的が十分に発揮されるよう定められ、原則として公開するように努め、町民に分かりやすいように議案等の審議や審査の議論を行うことを定めています。

🔗「委員会」とは

町議会で取り扱う問題を、専門的、能率的に審査・調査するために設けており、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 日常の調査研究及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。
- (2) 町政全般にわたり、町民の多様な意見の聴取に努め、政策提言及び議会審議に生かすよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

第5条では、議員は、直接選挙で選ばれた町民の代表であることを自覚し、自らの資質向上に努めるとともに、町民の意見の把握と聴取に努め、議会の構成員として町民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

（危機管理）

第6条 議会は、不測の事態が起こった場合においても、議会機能の維持に努め、町民の生命、身体及び財産を守るため、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）が迅速かつ円滑に災害対策等を行えるよう必要な協力を行うものとする。

【解説】

第6条では、大規模災害等不測の事態から町民を守るために、町行政が迅速かつ円滑に災害対策を講じられるよう協力・支援することを定めています。

第3章 議員の政治倫理

第7条 議員は、町民の代表としての倫理性を自覚するとともに、良心及び責任感をもって議員の品位を保持し、見識を高めるよう努めるものとする。

- 2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

【解説】

第7条では、議員は町民の代表として、品位を保ち良心と責任感を持つこと、その地位を利用した不正やその疑惑がもたれる恐れのある行為を禁じています。

第4章 町民と議会との関係

第8条 議会は、町民に対し積極的に情報を提供するため、町議会だより（白川町議会広報の発行に関する条例（平成8年白川町条例第24号）に基づき設置する議会広報編集委員会により発行される議会広報をいう。）、町ホームページ等（以下「広報紙等」という。）多様な情報伝達手段を活用し、広報活動の充実を図るものとする。

2 議会は、町民との意見交換の場を設け、webアンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握及び反映に努めるものとする。

3 議会は、広く町民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情（要望）の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情（要望）の提出者の意見を聴くことができる。

5 議会は、それぞれの議員の活動状況について町民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情（要望）に対する議員の賛否の結果を広報紙等において公表するものとする。

【解説】

第8条では、町民に対し、多様な手段を活用し積極的な情報の提供を行うことや、広く町民の声を町政に反映させるために、各種団体や町民との意見交換の場の確保に努めること、参考人制度や公聴会等の活用に努めること、町民等から提出された請願や陳情においては、願意や内容を十分に把握するため直接提出者から説明等を聴くことができる旨を定めています。また、個々の議員の考え、活動を町民に分かりやすく情報提供するため、議案等の採決における態度（賛否）を公表することを定めています。

🔗「参考人制度」とは

利害関係者や学識経験者等に対して出頭を求めて、意見を聴取する制度です。公示や選定等の手続を要しない点で、公聴会より簡便となっています。なお、平成24年9月公布の地方自治法改正により、本会議においても参考人制度や前掲の公聴会を活用できることとなりました。

🔗「公聴会」とは

重要案件について必要に応じ広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、審議の参考にするために開催するものです。公述人（公聴会で賛否の意見を述べる者）は、公聴会の開催の公示に基づき公募し、選定されます。

🔗「請願・陳情」とは

国や町などに対して意見や要望を述べることで、どなたでも議会に提出することができます。なお、議会に請願する場合は、1名以上の本町議会議員の紹介が必要です。

第5章 議会と町長等との関係

- 第9条 議会及び議員は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めるものとする。
- 2 本会議及び委員会（以下「本議会等」という。）における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握した上で論点及び争点を明確にして行うものとする。
- 3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式又は一括方式で行うことができる。
- 4 前項の規定により質疑応答を一問一答方式で行う場合は、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。

【解説】

第9条では、議会と町長等の関係について、緊張感の保持に努めることやそれぞれの立場において共通の目標である町民福祉の向上、町政の進展に取り組むことを定め、本会議および委員会での質疑応答や一般質問について定めています。

🔗「一般質問」とは

一般質問は、議員が町政運営全般にわたって、執行機関に疑問点を質問し、答弁を求めるものです。

一般質問により所信を問うことによって、執行機関（町長、教育長等）の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては現行の政策を変更・是正させたり、また新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

🔗「一括方式」とは

大項目ごとの質問を一括で行うもので、質問と答弁あわせて60分以内で行います。

🔗「一問一答方式」とは

質問とそれに対する答弁をそれぞれ一括して行うのではなく、議員が、回数制限なく、1つの項目ごとに質問し、答弁者はそれに対してその都度答弁を行う質疑、質問形式のことです。

🔗「反問権」とは

質問の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するため、答弁者が、議員に質問することをいいます。

第6章 町長等による政策等の説明等

(政策等の説明)

第10条 議会は、町長等が提案する重要な政策等について、次に掲げる政策形成過程等を論点として審議し、町長等にその資料の提出及び説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 白川町総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

【解説】

第10条では、町長等が重要な政策等を提案する場合に、議会の意見や提言をその政策に反映させるため、資料の提出および説明を求めることができることを定めています。

(予算及び決算の審議における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて町長等に対し、分かりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出及び説明を求めることができる。

【解説】

第11条では、予算及び決算の審議において、町長等に対し説明資料の提出と説明を求めることができることを定めています。

第7章 議会運営及び議会機能

(議員間討議による合意形成)

第12条 議会は、本会議等において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。

- 2 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例及び意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

【解説】

第12条では、議会運営にあたり、議員間の自由かつ達な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議会の総意としての結論が得られるよう議員間の議論を十分に尽くすよう努めることを定めています。

（議長及び副議長の所信表明）

第13条 議会は、議長及び副議長に対し、広報紙等においてその所信を表明する機会を設ける。

【解説】

第13条では、議会の代表である議長および副議長の所信を知らせる機会を設けています。

（議会事務局機能の充実）

第14条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

【解説】

第14条では、議会事務局の機能の充実に努めることを定めています。

第8章 議会改革の推進

第15条 議会は、社会状況の変化に適応するため、議会改革の推進に努めるものとする。

2 議会は、議会改革を推進するため、全国の先進議会への視察、研究等を行うものとする。

3 議会は、ICT（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

【解説】

第15条では、議会改革の推進を図るため、視察や研究を意識的に推進し、時代に即したICTを積極的に活用していくことを定めています。

第9章 議員定数及び議員報酬

（議員定数）

第16条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会機能の活性化、町政の現状と課題、将来の予測と展望及び町民の意向を把握し、町の実情に配慮した定数を検討するものとする。

3 議員又は委員会は、議員定数を改正しようとするときは、理由を付して議案を議長に提出するものとする。

【解説】

第16条では、議員定数の改正においては、財政面だけでなく議会機能の活性化や町民の意向・町の実情に配慮して定数を検討するよう定めています。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、白川町特別職報酬等審議会条例（昭和39年白川町条例第28号）で定めるところにより、同審議会の意見を聴くとともに、必要に応じて町民の意向の把握に努めるものとする。

【解説】

第17条では、議員報酬の改正にあたっては、白川町特別職報酬等審議会並びに、町民の意見を尊重することを定めています。

第10章 最高規範性

第18条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

第18条では、議会基本条例は、議会において最も基本となる規範であり、議会に関する他の規定はこの条例と整合性のとれたものにしなければならないことを定めています。

第11章 検証及び見直し手続

第19条 議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

第19条では、議会基本条例について検証を行い、必要に応じ改正を行うなど、適切な対応措置を講じることを定めています。

以上

☞ 議会基本条例は、白川町議会ホームページにも掲載しています。



白川町議会ホームページ

議会の動き(5月1日～7月30日)

5月

- 13日 議会議員協議会・総務常任委員会
- 20日 天心白菊の塔移転法要
- 24日 可茂町村議会議長会
- 25日 例月出納検査
- 27日 議会行政視察(長野県)
- 30日～31日 全国町村議会議長・副議長研修会

6月

- 2日 県議会議長会評議員会
- 3日 議会運営委員会
- 8日 青雲のつどい立志式
- 9日 議会議員協議会
- 10日 定期監査(総務課・議会事務局)
- 13日 定期監査(企画課)
- 16日 白川町議会第2回定例会(第1日)
- 17日 予算決算審査常任委員会
白川町議会第2回定例会(第2日)
総務常任委員会協議会
- 19日 青少年健全育成大会
- 20日 定期監査(町民課・建設環境課)
- 23日 めざまししらかわ番組審議会
- 24日 例月出納検査
白川・東白川地域公共交通活性化協議会
- 28日 総務常任委員会協議会
- 30日 定期監査(農林課)

7月

- 1日 地域情報化推進協議会
- 5日 定期監査(保健福祉課)
- 6日 行政懇談会
- 12日 定期監査(教育課)
- 13日 総務常任委員会協議会
- 19日 議会議員協議会
議会広報編集委員会
- 20日 定期監査(補助団体)
- 25日 例月出納検査
- 26日 可茂町村議会議員研修会
- 29日 定期監査(現地)

表紙は語る

表紙の写真は、
「庁舎建設特別委員会」行政視察の様子



去る5月27日、令和3年に完成した長野県「木曽町役場」と「上松町役場」、令和4年4月に完成したばかりの「大桑村役場」の新庁舎を視察させていただきました。1日3町村の視察でしたが、事前に質問事項を送り、効率よく視察することができました。

3町村とも美しい木目の木材をふんだんに使い、香り高く温かみのある庁舎になっていました。計画段階からの住民参加は勿論、機能的でデザイン性のこだわりも感じました。また、今まで不便であった部分の改善やまちの歴史などうまく融合されていました。一方で、様々な課題があることも確認できました。

いよいよ本町の新庁舎建設も実施設計に入っていきます。町民の皆様の期待に応えられる、白川町らしい新庁舎が完成するよう、議会としても後押ししていきたいと思えます。

白川町議会庁舎建設特別委員会を開催

白川町議会では、5月13日、6月9日、6月16日、6月17日、に庁舎建設特別委員会を開催し、新庁舎の建設について協議を行いました。新たな庁舎建設に向け、様々な視点から意見を出し合い、より良い庁舎となるよう慎重に進めています。

あとがき

災いは突然やってきます。「五・二五事件」「二・二六事件」戦前の軍部が起こした日本での要人殺害の事件です。戦後にもいくつかの殺害事件や未遂事件が起こっていますが、ここ数十年起きてなく、油断があったのか、安心していったのか、今回、7月8日に安倍元総理が参議院議員選挙の応援演説中に射殺されました。白昼・単独犯行で、この事件が起こってしまった。衝撃的なニュースに言葉もなくテレビに釘付けでした。

同日、白川町でも町長の辞任のニュースが入りました。6月の定例会では、足元が若干おぼつかない所もありましたが、日程を無事消化されていました。閉会後入院され元気に退院される日を待っていました。残念な結果です。

約一年の町長在任でしたが、令和4年度の事業、予算決定するなど足跡を残されました。今後、選挙により町長が選出されますが、議会としては是非々々の関係を保ちつつ、町政を進めて行きたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

伊佐治 優

この広報誌には再生紙を使っています。